

学校園ホームページ作成と公開に関するガイドライン

三木市教育委員会

本ガイドラインは、三木市立幼稚園及び認定こども園並びに小中特別支援学校において、学校園ホームページを作成しインターネット上に公開するに当たり、個人情報取り扱いや著作権の保護等に関する留意点をまとめたものである。

1 学校園ホームページ作成および公開の目的

- (1) 各学校園の特色や教育・保育活動を広く一般に公開し、開かれた学校園づくりを推進する。
- (2) 幼児児童生徒、保護者及び地域に対し、連絡や報告、案内等の情報発信をするための一つの手段とする。
- (3) 幼児児童生徒の活動や成果を公開することにより、自尊感情の醸成及び家庭や地域で話題となることをとおして、幼児児童生徒の活動意欲を高める。

2 学校園ホームページの管理及び運営について

- (1) 学校園ホームページの管理責任者は、校園長とする。
- (2) 各学校園ホームページの運営責任者は、三木市立教育センター所長とする。
- (3) 学校園ホームページの作成及び運営は、校園長の任を受けた所属職員（以下「ホームページ担当者」という。）が行う。
- (4) ホームページ担当者は、本ガイドラインに基づきホームページの原稿の作成及び運営に当たる。
- (5) 管理責任者と運営責任者は、ホームページ担当者が作成した原稿を承認し公開する。
- (6) 公開したホームページに何らかの問題が生じた場合は、管理責任者と運営責任者が速やかに適切な対応を行う。

3 関係法令等の遵守

- (1) 個人情報の利用管理については、三木市で定める「三木市個人情報保護条例」を遵守する。
- (2) 作成に当たっては、知的財産権、肖像権及びプライバシーの保護に関する法令等を遵守する。

4 学校園ホームページの掲載内容

- (1) 教育目標、学校園の概要及び学校関係者評価
- (2) 行事予定、学校からの連絡、行事等の案内
- (3) 教育活動の様子（授業、行事、部活動等）
- (4) PTA 活動の様子
- (5) 気象警報時の対応

- (6) 新入学生への案内
- (7) 管理責任者が掲載することが望ましいと判断した情報

5 学校園ホームページに掲載してはならない内容

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 政治や宗教活動に関するもの
- (4) 法令に反するおそれのあるもの
- (5) 幼児児童生徒及び保護者、所属職員その他関係者のプライバシーを侵害するおそれのあるもの
- (6) 管理責任者及び運営責任者が、学校園ホームページに掲載する内容としてふさわしくないと判断したもの

6 学校園ホームページ作成及び公開に関する留意事項

- (1) 幼児児童生徒及び教職員その他関係者の個人情報とは原則として掲載しないものとする。ただし、教育活動の様子や製作した作品、活動の成果等の紹介が、教育活動の目的を達成するために必要であると、管理責任者及び運営責任者が判断したものについては、本人の許諾（幼児児童生徒の場合は本人及び保護者の許諾）を得られたものについてのみ個人情報を掲載すること。
- (2) 写真や映像については遠景撮影を基本とし、個人が特定できない範囲で掲載するものとする。やむを得ず個人が特定できる肖像を掲載する場合には、本人の許諾（幼児児童生徒の場合は、本人及び保護者の許諾、他校の児童生徒の場合も同等である。）を得られたものについてのみ掲載すること。
- (3) 制作した作品、作文等の著作物については、著作権の許諾を得た上で著作権を侵害しないよう細心の注意をはらって取り扱い、掲載すること。
- (4) 情報の掲載期間は、当該情報を公開する目的を達するまでの期間とし、適切に更新すること。
- (5) 情報の発信においては、常に最新で正確な情報を掲載するよう、慎重に内容を吟味し、適切に更新すること。
- (6) 事前に許諾を得た内容であっても、本人（幼児児童生徒の場合は、本人及び保護者）から情報の訂正、掲載又は公開を中止する申し出があった場合は、速やかに情報を訂正、削除する等適切に対応すること。
- (7) 学校園ホームページの内容については、三木市教育委員会及び著作者本人に著作権があり、無断転載を禁止する旨を各学校園ホームページのトップページに明記すること。
- (8) 学校園ホームページの管理運営及び各学校園での原稿作成にあたっては、別途定める「学校園ホームページ管理運営要領」を遵守すること。

7 ガイドラインの取り扱い

- (1) 本ガイドラインは、「三木の教育」及び学校園ホームページに掲載する。
- (2) 本ガイドラインは、年度当初に幼児児童生徒、保護者及び教職員に周知する。
- (3) 本ガイドラインの改訂については、必要に応じて三木市教育委員会事務局で検討し改訂を行う。

附 則

本ガイドラインは、平成 29 年 4 月 10 日から施行する。